

状況が著しく不健全な者であると認められないこと。

- ウ 当該工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- エ 代表構成員となる者は、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有すること。
- オ 八女市工事指名競争入札参加資格者停止処分等要綱に基づく指名停止を、又は国若しくは福岡県から指名停止を受けている期間中でないこと。
- カ 国税・都道府県税・市町村税の納税証明書(過年度分まで含めた未納のない証明)申請日において、発行日から3カ月を経過していない滞納のない証明、但し、市税が本市において課税されている場合は、発行日から1カ月を経過していないものとする。
- キ 警察当局から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして公共工事からの排除要請があり当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められる者でないこと。
- ク 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ケ 当該工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 共同企業体についての要件

ア 共同企業体は、次の2グループから各1社ずつの2社で結成するものとする。

・Aグループ(代表者)

平成19年度・平成20年度八女市建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち建築一式に登録し、かつ、最新の経営規模評価結果通知書の総合評定値のうち建築一式の数値が1,300点以上の者で、本店又は本店から入札に関する委任をなされている支店等を福岡県内に有するもの。また、電気及び管の建設業の許可を有すること。

・Bグループ

平成19年度・平成20年度八女市建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち建築一式に登録し、かつ、最新の経営規模評価結果通知書の総合評定値のうち建築一式の数値が800点以上1,300点未満の者で旧八女郡(八女市・筑後市・黒木町・立花町・広川町・星野村・矢部村)に本店、支店を有するもの。

イ アの規定により構成された共同企業体の代表者(以下「代表構成員」という。)は、平